

日本学生支援機構貸与型奨学金について

■ 概要

日本学生支援機構奨学金とは、国の育英奨学事業として（独）日本学生支援機構により運営されている奨学金です。貸与型は「**第一種奨学金**（無利子）」と「**第二種奨学金**（有利子）」の二種類があり、卒業後に返還が必要です。日本学生支援機構の推薦基準に基づいて大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定しますので、希望者全員が採用になるわけではありません。制度や返還に関する詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ（日本学生支援機構作成）」をご覧ください。

	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子） ＜在学中無利子 上限年利率 3%＞																		
対象者	学部生（1～4年生） 成績不良による留級者および人間環境学部社会人奨学金受給者・外国人留学生は申請できません。 外国籍の方は永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子に該当する方は申請できます。 その場合、次のいずれかの書類を申請書類と一緒に提出してください。在留カード（コピー）、特別永住者証明書（コピー）、住民票の写し（原本）等、在留資格・在留期間が明記されているもの。																			
貸与月額	自宅通学：20,000円・30,000円・40,000円・54,000円から選択 自宅外通学：20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・64,000円から選択	20,000円～120,000円の範囲で1万円単位で選択																		
学力基準	1年生：学習成績の状況3.5以上（全教科）※1 2年生以上：前年度までの累積GPA2.1以上 [2年生：前年度までの累積修得単位数30単位以上] [3年生：前年度までの累積修得単位数58単位以上] [4年生：前年度までの累積修得単位数85単位以上]	明確な学業成績基準および単位数基準はありませんが、学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者とします。																		
家計基準 ※2 (2021年度の場合)	(参考) 4人世帯の場合の年収・所得の上限額の目安 ※3 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>給与所得者</th> <th>給与所得者以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>805万円</td> <td>397万円</td> </tr> <tr> <td>自宅外</td> <td>852万円</td> <td>444万円</td> </tr> </tbody> </table>		給与所得者	給与所得者以外	自宅	805万円	397万円	自宅外	852万円	444万円	(参考) 4人世帯の場合の年収・所得の上限額の目安 ※3 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>給与所得者</th> <th>給与所得者以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅</td> <td>1,148万円</td> <td>740万円</td> </tr> <tr> <td>自宅外</td> <td>1,195万円</td> <td>787万円</td> </tr> </tbody> </table>		給与所得者	給与所得者以外	自宅	1,148万円	740万円	自宅外	1,195万円	787万円
	給与所得者	給与所得者以外																		
自宅	805万円	397万円																		
自宅外	852万円	444万円																		
	給与所得者	給与所得者以外																		
自宅	1,148万円	740万円																		
自宅外	1,195万円	787万円																		
利率	なし	貸与終了時に決定（上限年利率3%）します。 申請時に「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択。																		
保証制度	「人的保証制度」または「機関保証制度」のいずれかを選択。																			
貸与期間	卒業までの最短修業年限（毎年12月～1月に継続手続きが必要となります。P25を参照してください。） 休学・留学期間中は奨学金の貸与を休止します（留学は条件により異なる）。成績不良による留級者は奨学金の貸与を受けることができません。廃止となります。																			
貸与開始月	2022年4月分から	2022年4月～9月の間で希望する月を申請時に選択。																		
振込日	初回振込日：2022年7月11日（貸与開始月が4月の場合は4～7月分を合算振込）※4 原則毎月11日に振込 ※5																			
募集時期	春と秋。秋の二次募集の詳細は本学ウェブサイト等でご案内します。																			
推薦について	日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。																			
採否結果発表	法政大学情報ポータルサイトに掲載します（P40参照）。 また、不採用者には、日本学生支援機構からの不採用理由が記載された通知を郵送します。																			
返還方法	貸与終了または卒業後の翌月から7カ月目に指定口座から引き落としして返還。 月賦または月賦＋半年賦を返還誓約書提出時に選択してください。返還年数は、借入金額等により異なります。																			
備考	現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、その奨学金の継続のみ希望する者は申請不要です。 ただし、第一種または第二種の貸与を受けている者が新たに併用貸与を希望する場合や、第一種から第二種、または第二種から第一種への変更を希望する場合には申請が必要です。																			

※1 生計維持者（父母、父母がいない場合は父母に代わって生計を支えている人）が住民税非課税の場合には、成績基準が緩和されます。

※2 マイナンバーで取得した一昨年の年間収入金額（2020年1月1日～12月31日）により、審査されます。2020年1月2日以降に転職職等あった方はP30を参照してください。

※3 上限収入は、家族状況によって変わります。別冊「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

※4 貸与開始月が8月の場合の初回振込日：2022年8月11日、9月の場合の初回振込日：2022年9月9日

※5 振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の休業日の前営業日に振り込まれます。

入学時特別増額貸与奨学金

4月を貸与開始月として奨学金を申し込む2022年度入学者（編入生含む）に限り、希望により初回振込時に、以下の金額を増額して貸与を受けることができる制度です。

貸与金額：10万円・20万円・30万円・40万円・50万円

利息：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率

申込条件：第一種奨学金又は第二種奨学金の申込者で下記の条件のいずれかを満たす方。

- (1) 奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0となる方（4人世帯の給与所得者の場合、収入が400万円以下程度）。
- (2) (1)以外の人で日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を申し込み、貸付を受けることが出来なかった方

【注意】 入学時特別増額貸与奨学金だけの申請はできません。

第二種奨学金の利率

「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択します。

[利率固定方式]

貸与終了後に決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が上昇・下降しても、返還利率は変動しません。

[利率見直し方式]

返還期間中、おおむね5年毎（返還期限猶予中を除く）に見直された利率が適用されます。貸与終了時の利率を基点とし、将来、市場金利が上昇した場合は高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は低い利率が適用されます。

※いずれの方式でも年利3.0%を上限とします（奨学金貸与中および在学猶予・返還期限猶予中は無利子）。

[参考] 2022年3月に貸与が終了した方の利率は、

利率固定方式が0.369%、利率見直し方式が0.040% でした。

最新の貸与利率については、日本学生支援機構奨学金のウェブサイト

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/index.html) をご覧ください。

保証制度（必ず全員が選択）

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、「人的保証制度」もしくは「機関保証制度」を選択しなければなりません。申請受付時までに保証制度を決定していなければいけませんので、2つの保証制度についてよく理解しておく必要があります。

なお、採用後の保証制度変更については、連帯保証人、保証人の死亡や破産等のやむを得ない事情がある場合に限り人的保証から機関保証への変更はできますが、採用時に遡って保証料を一括納入する必要があります。機関保証から人的保証への変更は一切できません。

[人的保証制度]

連帯保証人と保証人を選任して、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に奨学生に代わって返還する義務を負う制度です。あらかじめ、確実な承諾を得てください。保証人を選任できない場合は機関保証を選択してください。

連帯保証人：原則として父母のいずれか（本人の配偶者・婚約者は不可、債務整理中は不可）

保証人：本人及び連帯保証人と別生計の4親等以内（父母と本人の配偶者・婚約者は除く）の成人親族（兄弟姉妹・おじ・おば等）。やむを得ない場合を除き、スカラネット申込時に満65歳未満であること（債務整理中は不可）。

※採用にあたって返還誓約書提出時には、連帯保証人及び保証人の署名・捺印（実印）と「印鑑登録証明書」、連帯保証人の「収入に関する証明書」の提出が必要になります。

[機関保証制度]

連帯保証人や保証人を引き受けてもらえない場合に、保証機関に毎月一定の保証料を支払うことで奨学金の貸与を受けることができます。連帯保証人・保証人を選任する代わりに、月々の奨学金から保証料が差し引かれます。返還を一定期間延滞した場合は保証機関が本人に代わり返還しますが、その分の奨学金の未返済額及び延滞金は本人に一括して請求されます。保証料月額、別冊「奨学金を希望する皆さんへ」をご覧ください。

所得連動返還型奨学金制度

第一種奨学金については、所得の変動に応じて返還月額と返還期間が変動する「所得連動返還方式」を選択できます。詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」をご覧ください。

■ 採否結果の発表

採否結果の発表については、法政大学情報ポータルサイトに掲載します。詳細はP40を参照してください。電話での問い合わせには一切応じられません。

■ 奨学生採用後の手続き

日本学生支援機構での審査後に奨学生として採用された場合、下記のような手続きが必要になります。これらの手続きを怠ると奨学生の資格を失いますので注意してください。

返還誓約書の作成・提出 採用後ただちに

採用と同時に「返還誓約書」を作成・提出する義務が生じます。日本学生支援機構から大学を通じて「奨学生証」「奨学生のしおり」と共に「返還誓約書」が交付されますので、必要事項を記入の上、添付書類とともに必ず提出してください。なお、返還誓約書を定められた期限までに未提出の場合は貸与された奨学金を一括返還の上、採用取消となります。

返還誓約書は、申請時に選択した保証制度によって提出する書類が異なりますので、下記を参照してください。

保証制度	返還誓約書の署名・捺印者	添付書類
人的保証 を選択した 場合	本人：署名 連帯保証人：署名・捺印（実印） 保証人：署名・捺印（実印）	連帯保証人：①印鑑登録証明書（原本） ②収入に関する証明書 （最新の源泉徴収票、所得証明書等） 保証人：印鑑登録証明書（原本）
機関保証 を選択した 場合	本人：署名 本人以外の連絡先となる方：署名	「保証依頼書・保証料支払依頼書（機構・協会用）」 本人：署名

(注) これらの書類は申請時の書類とは別にご用意いただくものです。

「印鑑登録証明書」は、奨学金申込日から3カ月前以降に発行されたものをご用意ください。

留学・休学・退学等学籍異動に関わる手続き

必ず、各キャンパスの奨学金担当窓口にご相談し、所定の手続きを行なってください。休学中は、奨学金は「休止」となります。なお、派遣留学や SA での留学期間中は奨学金を受けることができますが、その場合でも、以下に記載の継続手続きが必要です。

奨学金の継続手続き 毎年 12 月

次年度以降も継続して日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、毎年継続手続きを行う必要があります。継続手続きは、毎年 12 月中旬に法政大学ウェブサイトや Hoppii の Web 掲示板「その他のお知らせ」でご案内します。指定された期間内にインターネットを通じて手続きします。

継続手続き入力後、翌年度 4 月に大学が適格認定報告を行い、成績基準に満たない場合や留級した場合には奨学金の「廃止（資格喪失）」「停止（貸与の 1 カ年停止）」「警告」などの処置がとられます。継続が認定された場合には 4 月分から振込まれます。なお、4 年生は、継続手続きは不要ですが、下記の返還手続きが必要となります。

返還手続き

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて 7 カ月目から始まります。登録した預貯金口座から自動引き落としで返還します。卒業期まで貸与を受ける方は、貸与終了年度（4 年生）の 11 月頃に、口座振替制度（リレー口座）へ加入して返還の準備を行います。なお、卒業期まで貸与を受けず途中で辞退した方は、辞退時に別途ご案内します。また返還にあたっては、一括返還や一部を繰上返還することも可能です。

提出書類

■ 概要

以下の説明をよく読んで、指定された書類を揃えてください。
書類によっては、発行に時間を要するものがあります。余裕を持って書類を揃えてください。特に自宅外通学の場合は、郵送等でやり取りする時間を考慮して早めの準備をしてください。

申請書類に不備や誤りがある場合、書類が受理できなかつたり、選考から外れたりする場合があります。やむを得ず書類がすべて揃わなかった場合でも、申請受付期間内に提出できる書類を郵送し、受付をする必要があります。受付をしていない方の書類の事後受け取りは一切できません。揃わなかった書類は、受付時の指示に従って提出してください。提出できない場合は、申請受付をしていても辞退となります。

個人情報保護

奨学金申請の際に記載されている個人情報については、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。なお、奨学金申請の際に提出された書類の返却は、事由を問わずいたしかねます。

■ 提出書類一覧

説明該当番号	必要書類	◎は要提出 ×は不要 △は該当する方のみ提出	
①	奨学金申請書	◎	
②	奨学金振込口座届	◎	
③	所得関係書類	△	
④	控除関係書類	△	
⑤	確認書兼個人情報取扱いに関する同意書	◎	
⑥	出身高等学校長発行の調査書 【新入生のみ】	第一種奨学金	◎
		第二種奨学金	×
⑦	スカラネット入力下書き用紙	提出不要ですが、 記入しておいてください	
⑧	教育ローン関係申告書	△	
⑨	地方創生枠推薦者決定通知	△	
⑩	マイナンバー提出書類（本人・父・母）	◎ 指定された提出先へ郵送	
⑪	ID・パスワード送付用封筒	◎	
⑫	その他の書類（在留資格及び在留期限が明記されている証明書、施設等在籍証明書等、マイナンバー関係書類を提出できない場合の書類）	△	

【申請書類作成上の注意】

- 2022年4月1日現在の状況で記入してください。
- 記入はすべて黒（または青）のペンもしくはボールペン（消せるタイプのものは不可）を使用してください。
- 学生本人が作成してください。
- 記入を誤った場合は、該当箇所に二重線を引き、各自の訂正印を押し、余白に書き直してください。修正液・修正テープは使用不可です。
- やむを得ない事由で締切までに揃わない書類がある場合は、事前に必ず奨学金担当窓口までご連絡ください。
- 提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。

■ 申請に必要な書類の詳細

①奨学金申請書

表面裏面ともに記入してください。

同一生計の父母は収入の有無にかかわらず⑦スカラネット入力下書き用紙の主たる生計維持者、その他の生計維持者欄に記入・入力し、⑩マイナンバー提出書類の送付が必要です。

②奨学金振込口座届

- ・ 学生本人名義の通帳の、支店名・支店番号・口座名義が記載してある部分のコピーを貼付してください（預金通帳がない場合はキャッシュカードのコピーで可）。
- ・ 普通（総合）預金口座に限ります（貯蓄口座不可）。
- ・ 信託銀行、農協、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay 銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）への振込みはできません。
- ・ 一定期間以上取引がない口座（休眠口座）は使用できません。

③所得関係書類

- ・ 必要な書類は、収入がある方の職業・状況によって異なります。P30 を参照の上、不足書類の無いように提出してください。

④控除関係書類

- ・ P31 を参照して該当する状況があれば書類を提出してください。所得金額から控除されます。

⑤確認書兼個人情報取扱いに関する同意書 ※別冊「奨学金を希望する皆さんへ」から切り取ってください。

- ・ 記載事項を必ず読んで、本人が署名してください。

⑥出身高等学校長発行の調査書

- ・ 新入生で日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金及び併用希望者のみ必要です。
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格者・大学入学資格検定試験合格者は提出する必要はありません。
- ・ 高校3年3学期までの内容の記載があり、卒業日以降に発行され厳封された調査書を提出してください（卒業見込みの物・成績証明書は不可）。
- ・ 10段階評価の場合は、5段階評価で発行を依頼してください。

⑦日本学生支援機構スカラネット入力下書き用紙 ※別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んであります

- ・日本学生支援機構奨学金申請者は以下の点に注意し、「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。入力前の準備として記入が必要です。用紙の提出は不要です。
- ・人的保証選択者は、連帯保証人と保証人の情報（氏名・生年月日・住所・勤務先等）が必要となります。あらかじめ選任の上、必ず承諾を得ておいてください。
- ・申請書類提出の際にインターネットからの入力についてご案内します。

スカラネット入力下書き用紙記入上の注意事項

【あなたの識別番号】

書類をすべて提出した方にIDとパスワードを渡します。申請書類の提出時は未記入で構いません。また、マイナンバー提出書類に印字された申請者固有のID・パスワードもスカラネット入力時に必要となります。

【C - 奨学金申込情報】

「(b). 併用貸与を希望する人のみ記入してください」を選択する場合には、貸与月額をよく検討してください。

【D - あなたの在学情報】

「1. (2) あなたの学籍番号を記入してください」について、入力の際は学生証番号を、アルファベットは半角大文字で入力してください。

「1. (4) あなたは専攻科または別科に在学していますか。」は、「いいえ」を選択してください。

「1. (9) あなたの正規の修業年限を記入してください。」は、学年問わず全員「4（年）0（カ月）」です。

【F - 奨学金貸与額情報】

「3. (1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金を希望しますか。」で「はい」を選択すると、「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」等の書類が必要です（P29⑧参照）。

慎重に選択して下さい。

（日本政策金融公庫にて借入金の審査を経て、教育ローンが利用できないと正式な通知を受けた場合のみ希望できる奨学金です）。

【I - 貸与奨学金返還誓約書情報・給付奨学金本人等情報】

「2. 本人以外の連絡先について」（機関保証を選択した方）

機関保証を選択した方は、本人以外連絡先の情報を必ず記入してください。

「3. 連帯保証人・保証人について」（人的保証を選択した方）

人的保証を選択した方は連帯保証人・保証人の情報を必ず記入してください。

【K - 特記情報】

「1. あなたの支払っている年間の授業料を記入してください。」は、以下のとおり記入してください。

入学月	学部	1～3年生	4年生
4月	法・文・経済・社会・経営・人間環境・現代福祉・キャリアデザイン	84万円	82万円
	国際文化	107万円 (2年生 54万円)	104万円
	グローバル教養	110万円	108万円
	スポーツ健康	94万円	87万円
	情報科・理工・生命科・デザイン工	118万円	115万円
9月	経済 (IGESS)	97万円	97万円
	経営 (GBP)・人間環境 (SCOPE)	97万円	97万円
	グローバル教養	110万円	108万円

【L - 家庭事情情報】

記入欄に必ず記入してください。なお、家のローン負担は奨学金を希望するに至った家庭事情にはなりませんので、記入しないでください。

【□ - 緊急・応急採用情報】は4月の定期募集に申請する場合は記入不要です。

⑧教育ローン関係申告書

日本学生支援機構奨学金申請者のうち、「入学時特別増額貸与奨学金」を希望する方（2022年度入学者・編入学者のみ申請可）は指定用紙を渡しますので、申し出てください。なお、申請には下記の書類が必要です。

- a 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書
- b 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー
- c 入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願（第二種奨学金及び併用貸与申請者のみ）

* 人的保証選択者は、連帯保証人・保証人の署名、実印押印と印鑑登録証明書の添付が必要です。

⑨地方創生枠推薦者決定通知

地方公共団体において日本学生支援機構の無利子奨学生の特別枠（地方創生枠）に決定した方が第一種奨学金を申し込む際は「地方創生枠推薦者決定通知」を必ず提出してください。

⑩マイナンバー提出書類

申請書類を提出し、スカラネット入力後1週間以内に、日本学生支援機構に「マイナンバー提出書」と「確認書類」を郵送にて提出してください。詳細については、「マイナンバー提出書セット（別封筒）」にて確認し、必要書類を用意しておくこと。申込者本人と生計維持者（原則両親）のマイナンバーが必要です（生計維持者が専業主婦等無職の場合も含む）。

なお、提出書類に不備があると、採否結果が1カ月以上遅れ、不備が解消しない場合には不採用となります。不備や不足がないか、提出前によく確認してください。不備がある場合、大学を介さず、日本学生支援機構から直接連絡が来ます。

所得関係書類・控除関係書類は、前年度を参考としており、実際の内容と異なる場合があるため、日本学生支援機構作成の別冊「奨学金を希望する皆さんへ」を必ず参照してください。

⑪ ID・パスワード送付用封筒

申請書類確認後に大学からスカラネット入力用の ID とパスワードを送付するための封筒です。申請者本人の郵便番号、住所、氏名を記入してください。住所が未定の場合には、確実に受け取れる実家の住所等にしてください。

⑫ その他の書類

- ・ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書（コピー）：
在留資格が永住者、定住者等の方
- ・ 施設等在籍証明書等：
社会的養護を必要とする人（18歳となる前日に児童養護施設等に入所して（養育されて）いた人）
- ・ マイナンバー関係書類を提出できない場合の書類：
2021年1月1日時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合、海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない（提出書に署名・捺印できない）場合は、別途提出書類があります。該当する方は下記サイトを参照して書類を提出してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html>

■ 所得関係書類

申請者の家計基準の判定は、生計維持者（父母）のマイナンバーにより、日本学生支援機構が自治体等から所得情報を取得して行います。4月に募集する定期採用では、2年前（2020年1月1日～2020年12月31日の1年間）の収入情報により家計基準の判定をすることになります。そのため、源泉徴収票や確定申告書の提出は原則不要です。

しかし、2020年1月2日以降に生計維持者（父母）が「就職、転職、退職、開業、廃業」した場合は、マイナンバーから取得する情報では現状の所得を反映していないため、別に所得関係書類の提出が必要です。また、複数の収入源があり、そのうちの一つに就職、転職、退職等があった場合は、変更のない収入についても、所得関係書類の提出が必要となります。

【例①】 以前からA社とB社に勤めているが、2020年4月にA社を退職し、現在の勤め先はB社のみ
→ B社の所得関係書類の提出が必要

【例②】 以前からC社に勤めているが、2020年10月に個人事業も始め、現在の収入はC社からの給与と個人事業による所得である
→ C社と個人事業の所得関係書類の提出が必要

また、生活保護、児童手当、児童扶養手当、年金等がある場合も書類の提出が必要です。

どのような所得関係書類が必要かは、機構作成の別冊「奨学金を希望する皆さんへ」の申込手順等「4. 収入状況の確認（P32～35）」を必ず参照し、該当するものはすべて提出してください。提出の際は、同封の「③所得関係書類 添付用紙」も必要事項を記入し提出してください。

なお、証明書等の取得には時間がかかる場合がありますので、早めにご準備ください。

就職、転職、退職等がなくても、病気や職場の都合等、やむを得ない事情により、2022年の収入が2年前より大幅に減収する見込みがある場合は、別途、奨学金担当までご相談ください。

マイナンバーの提出については、大学への書類提出とスカラネット入力（インターネット入力）後に、「マイナンバー提出書」により、各自が機構に郵送します。

■ 控除関係書類

次の（１）から（５）に該当する場合は、特別控除として父母の所得金額から控除されます。

- （１）母子父子家庭
- （２）障がいのある方、介護を必要とする方が同一生計の家族にいる
- （３）主に家計を支えている人が単身赴任で別居している
- （４）長期療養者（６カ月以上）が同一生計の家族にいる
- （５）過去１年間に被災、盗難被害を受けた

（２）～（５）は控除関係書類の提出が必要となります。

どのような控除関係書類が必要かは、**機構作成の別冊「奨学金を希望する皆さんへ」のP39にある、申込手順等「５．特別控除に関する証明書類」**を必ず参照し、該当するものはすべて提出してください。提出の際は、同封の「④控除関係書類 添付用紙」も必要事項を記入し提出してください。